

マイナンバーカードに係るお知らせ

マイナンバーカードと公的受取口座の紐づけ確認について

現在、マイナポイントに係る不手際が多発しております。国のほうでマイナポイントに係る協議を重ね、**子どもの公的受取口座の登録は「子ども名義」のもで行うよう指示**がありました。

つきましては、現在子どものマイナンバーカードに紐づけされている口座が「親名義」になっている方は、「子ども名義の銀行口座」を用意し、そちらに紐づけしていただくよう、お願いします。

また、ご自身で公的受取口座の変更ができない場合は、役場で変更手続きを行いますのでご連絡ください。

せっかく登録していただいたところ、お手数をおかけして申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。



マイナンバーに係る有効期限通知が届いたら…

マイナンバーカード、またはマイナンバーカードに搭載された電子証明書には有効期限が設定されております。有効期限について下記の表をご覧ください。

★15歳以上の場合

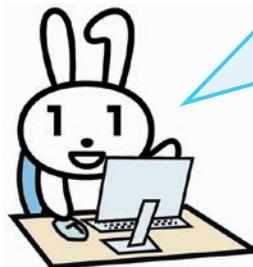
カード発行時の年齢	20歳以上	15歳以上～20歳未満
カードの有効期間	10回目の誕生日	5回目の誕生日
署名用電子証明書	5回目の誕生日	5回目の誕生日
利用者証明用電子証明書	5回目の誕生日	5回目の誕生日



国から有効期限通知書が送付されたら、役場町民課にて更新手続きをしていただきますようお願いいたします。
手続きにはマイナンバーカードと送付された通知書、暗証番号が必要です。

★15歳未満の場合

カードの有効期間	5回目の誕生日
利用者証明用電子証明書	5回目の誕生日



お問い合わせ先

町民課

☎47-4681